令和５年度広島市中小企業融資制度

災害復旧資金（特別融資）

広島市では、震災、風水害その他これらに類する災害により社屋や工場が被災するなどの直接被害を受け、事業活動に支障が生じている中小企業者に対して、「災害復旧資金（特別融資）」を設けています。

※暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有している方は、ご利用できません。

ご利用いただける方	市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、震災、風水害その他これらに類する災害により直接被害を受け、その復旧資金を必要とするもの
資金使途	運転資金・設備資金 ※設置場所が広島市外である設備に対する設備資金についても、これを認める。
融資限度額	８,０００万円以内
融資期間	１０年以内（うち据置１年以内）
融資利率	年１．０％以下
信用保証	原則として保証付き（保証料率は保証協会の定めによる。）
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融資手続等	市町村長等が発行する「罹災証明書」又はそれに類する書類を添付して、広島県信用保証協会又は取扱金融機関に申込をしてください。
問い合わせ先	広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課　☎（０８２）５０４－２２４１ （公財）広島市産業振興センター中小企業支援センター　☎（０８２）２７８－８０３２

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。